

美祢線沿線地域公共交通協議会設置要綱

(設置)

第1条 次に掲げる事項の協議を行うため、美祢線沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び生活交通の確保維持改善に係る事項
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）の規定に基づき、美祢線沿線地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に係る事項

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 本要綱の改廃に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合、補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に、会長を1名、副会長を3名、監事を1名置く。

- 2 会長は山口県副知事を、副会長は美祢市長、長門市長及び山陽小野田市長をもって充てる。
- 3 監事は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合において、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。
- 6 監事は協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。この場合において、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 協議事項の内容により、会議の開催に代え文書による協議を行うことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第7条 協議会に提案する事項、その他会長が必要と認める事項について協議又は調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第8条 第2条に掲げる所掌事務のうち、地域公共交通の利用促進に関する取組について協議を行うため、協議会に利用促進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(ワーキンググループ)

第9条 第2条第4号に掲げる事項のうち運賃等に関する事項について協議を行うため、協議会に公共交通運賃ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、山口県観光スポーツ文化部交通政策課に置く。
- 3 事務局長は山口県観光スポーツ文化部交通政策課長をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第11条 協議会及び部会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月7日から施行する。

別表1（第3条関係）

美祢線沿線地域公共交通協議会委員

区 分	委 員	備 考
自 治 体	山口県副知事	会 長
	美祢市長	副会長
	長門市長	副会長
	山陽小野田市長	副会長
	山口県観光スポーツ文化審議監	
事 業 者	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部広島支社長	
	サンデン交通株式会社からの被推薦者	
	J Rバス中国株式会社からの被推薦者	
	船木鉄道株式会社からの被推薦者	
	ブルーライン交通株式会社からの被推薦者	
	防長交通株式会社からの被推薦者	
	公益社団法人山口県バス協会からの被推薦者	
	一般社団法人山口県タクシー協会からの被推薦者	
	全国交通運輸労働組合総連合からの被推薦者	
道路管理者	国土交通省山口河川国道事務所総括保全対策官	
	山口県土木建築部道路整備課長	
公安委員会	山口県警本部交通部交通規制課長	
学識経験者	山口大学からの被推薦者	
利 用 者	学校法人宇部学園成進高等学校校長	
	美祢市からの被推薦者	
	長門市からの被推薦者	
	山陽小野田市からの被推薦者	
国	国土交通省中国運輸局山口運輸支局長	